

県民会議だより

VOL.23

平成22年



三春滝桜



財団法人 暴力団根絶福島県民会議
福島県暴力追放運動推進センター



ごあいさつ

財団法人 暴力団根絶福島県民会議

会長 佐藤 雄平

本県には、温かな県民性や地域社会の絆がしっかりと息づいており、この心豊かな美しい郷土は、これからも守り育てていかなければならない大切な宝であります。

そのためにも、県民が一丸となって暴力団の根絶に取り組み、安全で安心に暮らせる社会を実現していかなければなりません。

暴力団根絶福島県民会議は、平成2年4月、「暴力団のいない、安全で住み良い福島県」を目指し、全国で4番目に設立されました。以来、暴力追放に向けた広報・啓発や暴力団被害者への相談活動、不当要求防止責任者講習、暴力団組事務所撤去への支援など幅広い活動に取り組み、数多くの成果を挙げてまいりました。これも皆様の暴力団排除活動への深い御理解と御支援の賜であり、心から感謝を申し上げます。

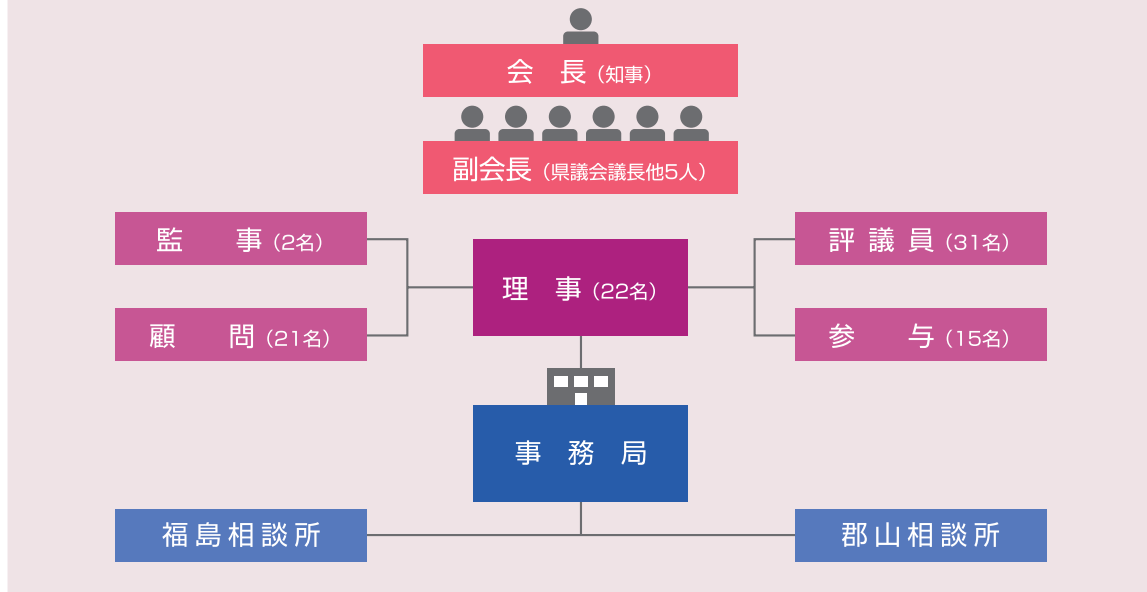
しかし、こうした活動や警察の厳しい取締りにもかかわらず、県内には今なお1,000人を超える暴力団員がいます。近年は組織実態や活動形態をより一層不透明化させ、その不法な行為は、県民の日常生活や企業、行政機関などあらゆる分野に及んでおり、県民に多大な不安と脅威を与えております。

暴力団が活動し続ける背景には、不法・不当な「資金獲得活動」と暴力団を利用する「個人や組織の存在」があります。暴力団を根絶するためには、県民一人一人が「暴力団の存在そのものを許さない」という強い信念を持って「すくらむ」を組み、勇気と力を結集して「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」の「暴力団追放三ない運動」を着実に実践していくことが重要です。

今後も、県民総ぐるみで暴力団追放に全力で取り組んでまいりますので、皆様のなお一層の御支援をお願い申し上げます。

財団法人暴力団根絶福島県民会議構成

福島県暴力追放運動推進センター



役員名簿

(平成22年1月1日現在)

役員名	役職	備考
理事	福島県知事	会長
理事	福島県議会議長	副会長
理事	福島県市長会会長	副会長
理事	福島県町村会会長	副会長
理事	福島県商工会議所連合会会長	副会長
理事	(社)福島県銀行協会会長	副会長
理事	(財)暴力団根絶福島県民会議副会長兼専務理事	副会長兼専務理事
理事	福島県ゴルフ連盟会長	
理事	(株)ヨークベニマル代表取締役社長	
理事	福島県遊技業協同組合連合会理事長	
理事	(株)福島銀行取締役社長	
理事	東日本電信電話(株)福島支店長	
理事	JA福島中央会常務理事	
理事	(社)福島県建設業協会会長	
理事	福島県中小企業団体中央会会長	
理事	福島県商工会連合会会長	
理事	(社)福島県交通安全協会会長	
理事	福島県生活環境部長	
理事	(株)大東銀行取締役社長	
理事	(社)福島県宅地建物取引業協会会長	
理事	福島県保護司会連合会会長	
理事	東北電力(株)福島支店長	
監事	福島県信用金庫協会会長	
監事	公認会計士	

評議員名簿

(平成22年1月1日現在)

役員名	役職
評議員	福島商工会議所理事
評議員	日本証券業協会福島証券クラブ幹事
評議員	元(社)福島県貸金業協会会長
評議員	福島県生命保険協会会長
評議員	福島県市長会事務局長
評議員	ゼビオ(株)取締役
評議員	(社)全日本不動産協会福島県本部長
評議員	(社)福島県防犯協会連合会専務理事
評議員	福島県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
評議員	福島県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長
評議員	福島県防犯連絡所協議会連合会会長
評議員	(社)日本損害保険協会福島県損保会会長
評議員	いわき市商工観光部公営競技事務所次長兼事業課長
評議員	日本化成(株)理事
評議員	(社)福島県警備業協会専務理事兼事務局長
評議員	(株)ヨークベニマル取締役副社長
評議員	全国共済農業協同組合連合会福島県本部副本部長
評議員	日東紡績(株)福島工場総務部総務課長
評議員	日本中央競馬会福島競馬場お客様事業課主幹
評議員	福島県総務部財務総室入札監理課長
評議員	福島県総務部市町村総室市町村行政課長
評議員	(株)東邦銀行総務部長
評議員	(社)福島県タクシー協会専務理事
評議員	福島地方方法務局人権擁護課長
評議員	福島県損害保険代理業協会会長
評議員	福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室長
評議員	福島ガス(株)代表取締役社長
評議員	福島県町村会常務理事兼事務局長
評議員	福島市水道局長
評議員	福島県少年警察ボランティア連絡協議会会長
評議員	(社)福島県産業廃棄物協会専務理事兼事務局長

県内の暴力団勢力

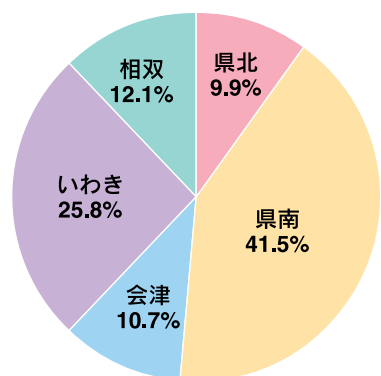
指定暴力団の分布状況

平成22年1月1日現在の暴力団勢力は49団体、約1,100人となっております。

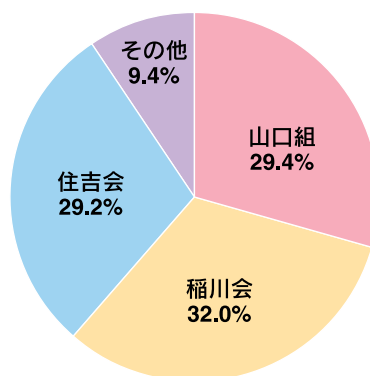
このうち、暴力団対策法により指定を受けた暴力団は、全体の約91%を占めており、その分布状況は、おおむね右図のとおりです。



■ 方部別暴力団員数の割合

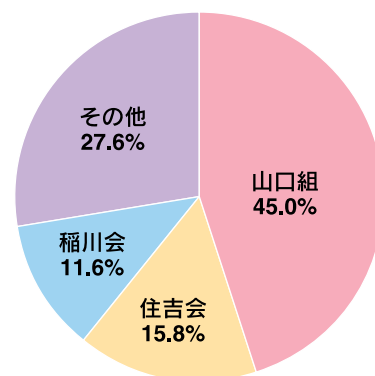


■ 主要3団体の寡占化状況



県内

約1,100人



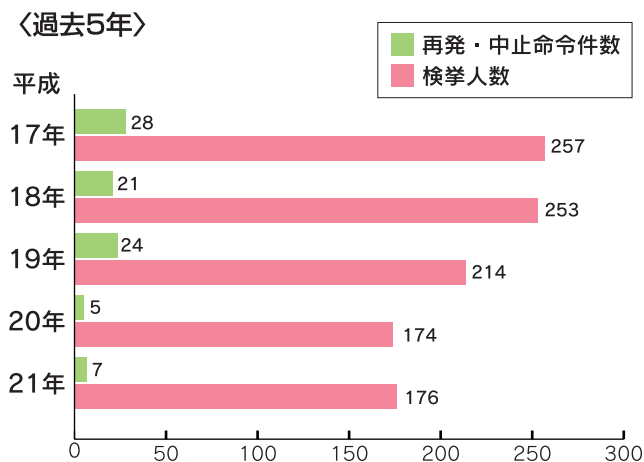
全国

約80,900人

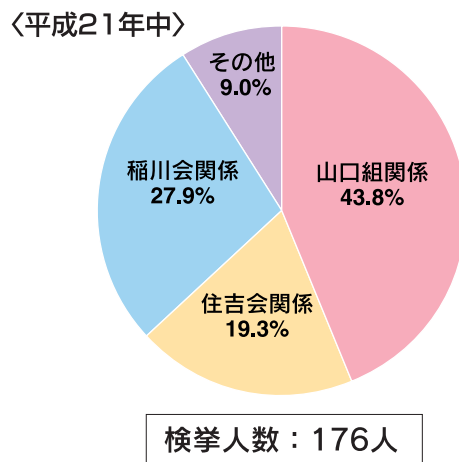
県内の暴力団検挙状況

※警察本部調べ

■ 検挙人数、再発・中止命令件数



■ 暴力団組織系列別検挙人数



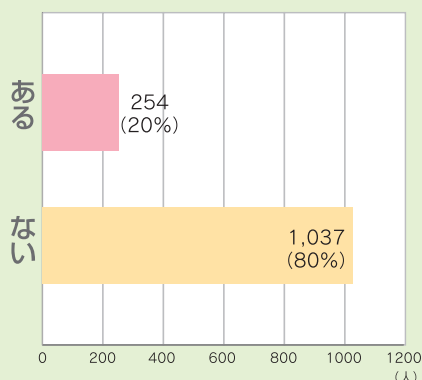
不当要求防止責任者講習アンケート調査結果

平成21年度中の不当要求防止責任者講習時に、受講者を対象に行った暴力団等の不当要求行為についてのアンケート調査結果です。

講習受講者▶1,346名 回答者▶1,291名 調査方法▶講習時、無記名による調査（複数回答、未回答あり）

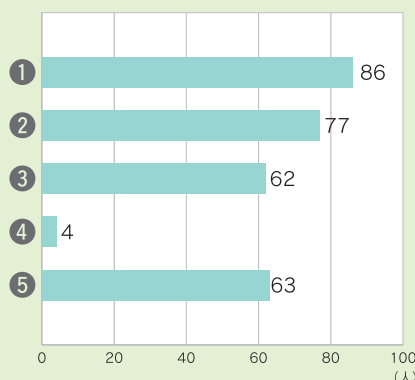
問1 不当要求を受けたことがありますか。

ある……………254名
ない……………1,037名



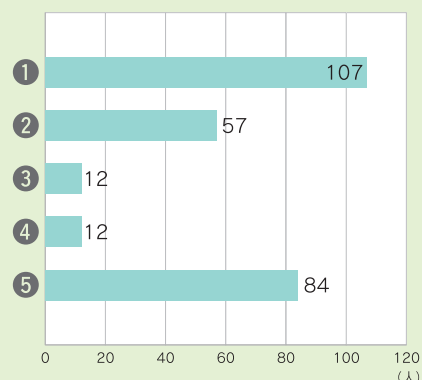
問2 不当要求を行った団体の種別は。

- ① 右翼または右翼を仮装した団体……………86名
- ② エセ同和または同和を仮装した団体……………77名
- ③ 暴力団……………62名
- ④ 総会屋……………4名
- ⑤ その他(わからない)……………63名



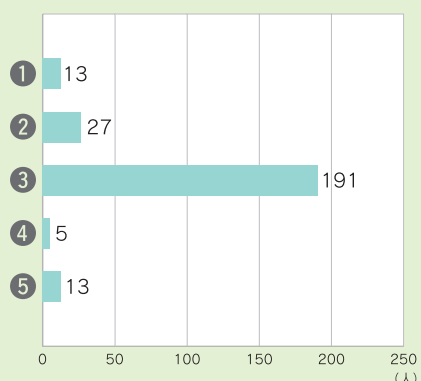
問3 不当要求の内容は。

- ① 機関誌の購読・広告掲載要求……………107名
- ② クレーム示談名目の金品要求……………57名
- ③ 寄付金・賛助金の要求……………12名
- ④ 物品購入の強要……………12名
- ⑤ その他……………84名



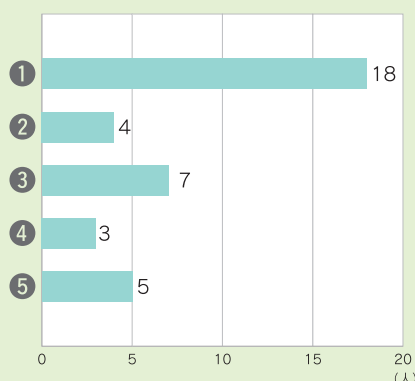
問4 要求には、どう対応しましたか。

- ① 要求に全面的に応じた……………13名
- ② 要求の一部を受け入れた……………27名
- ③ 要求を拒否した……………191名
- ④ 交渉中……………5名
- ⑤ その他(具体的に)……………13名



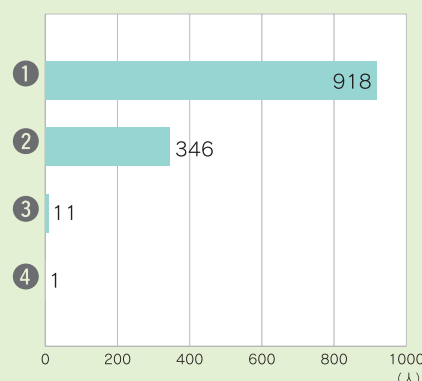
問5 相手に渡した金額はいくらでしたか。

- ① 5万円未満……………18名
- ② 5万円以上10万円未満……………4名
- ③ 10万円以上50万円未満……………7名
- ④ 50万円以上100万円未満……………3名
- ⑤ 100万円以上……………5名



問6 責任者講習について、どう感じましたか。

- ① 講習を受けて良かった……………918名
- ② ある程度参考になった……………346名
- ③ 何とも言えない……………11名
- ④ 不十分だと思う……………1名



不当要求を受けたことのある人が、254名で20%。不当要求で多いのが、機関誌購読または機関誌への広告掲載要求で107名の39%。要求に100万円以上出している人が5名もおります。

※不当要求に応じることは、反社会的勢力に資金を援助し活動支援をすることになります。次なる被害を防止するためにも、絶対に不当要求は拒否しましょう。

県民会議の主な事業活動

第20回暴力団根絶 福島県民大会

平成21年6月10日、会津若松市の會津風雅堂において、第20回暴力団根絶福島県民大会を開催。

県内各地から1,100人が参加し、「暴力団のいない安全で安心な地域づくり」を誓った。



不当要求防止責任者講習

不当要求による被害を防止するための講習会を開催しています。

一部、弁護士による講習も行っておりますので、是非受講して下さい。



暴力団根絶モニター会議

暴力団の動静情報の提供や地域住民への啓発を通して暴力団の根絶に貢献するモニターの研修会を開催。



みかじめ料排除対策会議

暴力団の資金を断つため、飲食店等からみかじめ料排除活動を行っています。



民事介入暴力対策協議会

暴力団組事務所撤去活動等について、弁護士・警察・県民会議の三者が協定を結んで対応しています。



暴力団社会復帰対策協議会

暴力団離脱者への社会復帰活動に賛同する企業、事業所等が組織化し、社会復帰への支援を行っています。



1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動

- ポスター、パンフレット等の作成、配布
- 暴力団根絶福島県民大会の開催
- テレビ、ラジオ、新聞等による広報



2 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動

- 暴力追放運動推進組織が行う各種行事の後援



3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動

- 来訪者への面談による相談
- 電話、手紙による相談



4 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

- 相談活動による個別の指導、助言
- 各種団体への啓発活動



5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動

- 相談による個別の指導、助言
- 離脱のノウハウ



6 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

- 裁判手続費用等の無利子貸付等
- ★事務所撤去訴訟
- ★損害賠償請求訴訟



7 講習研修活動

事業所で暴力団からの不当要求被害を防止するため責任者に選任された方を対象に、公安委員会からの委託を受けて不当要求防止責任者講習を行います。
また、少年指導委員に対し、少年に対する暴力団の影響を排除するための研修を行います。



No! 21の禁止行為

暴力団対策法で禁止している暴力的要求行為

暴力団対策法では、指定暴力団の構成員（組員）はもとより、準構成員等指定暴力団と一定の関係にある者についても、その暴力団の威力を示して、次のような行為を行うことを禁止しています。

（15号～20号は、平成20年5月2日法の一部改正）

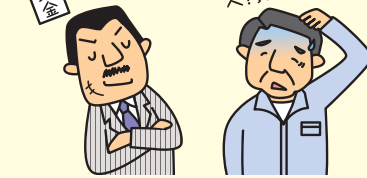
口止め料を払うなら黙ってやるよ!



1号 人の弱みにつけ込む金品等要求行為

企業や団体の不正な経営内容や異性問題のスクन्दル等、人に知られていない事実の宣伝又は公表をネタにして、口止め料として金品等を要求すること。

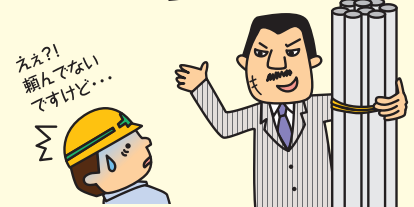
賛助金をいただくか



2号 不当寄附金要求行為

寄附金・賛助金、その他名目のいかなを問わず、みだりに金品等の贈与を要求すること。

持ってきてやったぞ!金を払ってもらおうか!



3号 不当下請等要求行為

建設工事等の請負業務に関連して、その発(受)注者が拒絶しているにも関わらず、下請参入、資材の納入等の受入れを要求すること。

何勝手に店だしてんだ!あいさつ料もらおうか!



4号 みかじめ料要求行為

あいさつ料、ショバ代等の名目で、その営業を営むことを容認する代償(見返り)として金品等の供与を要求すること。

ええ?!うそでしょ。。



5号 用心棒等要求行為

日常業務用の物品購入、興業の入場券・パーティ券等の購入、用心棒代等を要求すること。

利息は200万だぞ!



6号 高利債権取立行為

金銭を目的とする消費貸借上の債務で、利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴うものについて、債務者に対し、履行を要求すること。



6号の2 不当債権取立行為

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対し、乱暴な言動を交えたり、迷惑を覚えさせるような方法で訪問したり、電話をかけるなどして債権を不当に取り立てること。

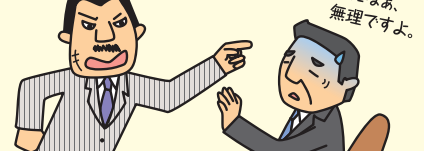
おあん?!俺から金をとるつもりかあ?!



7号 不当債務免除要求行為

金銭を目的とする消費貸借上の債務や家賃、購入した物品の代金等の全部又は一部の免除や履行の猶予をみだりに要求すること。

つべこべ言っていないで手形を割引しろ!



8号 不当貸付等要求行為

金銭貸付業者以外の者に対して、みだりに金銭の貸付け、手形割引等を要求し、又は金銭貸付業者に対して、その者が拒絶しているにも関わらず、貸付け、手形割引等を要求すること。

信用取引頼んだよ!



9号 不当信用取引要求行為

証券会社に対して、その者が拒絶しているにも係わらず、有価証券の信用取引を行うこと、又は著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行うことを要求すること。

もちろん
買い取ってくれるよな!



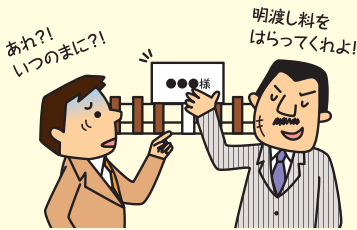
10号 不当自己株式買取等要求行為

株式会社に対し、みだりに自己株式の買取り又はあっせんを要求したり、株式会社の取締役、監査役、株主に対しその者が拒絶しているにも係わらず、買取り、あっせんを要求すること。



11号 不当地上行為

正当な権原に基づいて建物や敷地を使用している者に対し、その意思に反して、これらの明渡しを要求すること。



12号 競売等妨害行為

土地、建物を占拠したり、自己の氏名を表示したり(支配の誇示)して、所有権者、担保権者が拒絶しているにも係わらず、支配の誇示を辞めるとの見返りとして明渡し料等を要求すること。



13号 不当示談介入行為

依頼を受け、報酬を得て、又は報酬を得る約束をして、交通事故等の示談交渉を行い、損害賠償として金品を要求すること。



14号 因縁をつけての金品等要求行為

購入商品、受けたサービスの欠陥等を口実に損害賠償等の名目、あるいは有価証券の売買で損害を被ったと因縁をつけて損失補てんを要求すること。

これ許可してくれるよな?



15号 不当許認可等要求行為

行政庁に対し、許認可の要件を満たしていないのに、申請を認めるよう要求したり、法令で定められた不利益処分の要件に該当する事由があるのに、処分をしないよう要求すること。



16号 不当許認可等排除要求行為

行政庁に対し、特定の者がした許認可申請を、要件を満たしているにも係わらず許可をしないよう要求したり、不利益処分の要件に該当しないにも係わらず処分するよう要求すること。



17号 不当入札参加要求行為

国などに対し、特定の者が公共工事の入札参加資格を持たなかったり、指名基準に適合しないのに入札に参加させるよう要求すること。

この会社は参加させるんじゃないねえ!
そんなことはできませんよあ..



18号 不当入札排除要求行為

国などに対し、公共工事の入札参加資格を持っていたり、指名基準に適合していたりする特定の者を入札に参加させないように要求すること。

ここと契約
すんじゃないねえぞ!
そんなこと
無理ですよあ..



19号 不当公共工事契約排除要求行為

国などに対し、特定の者を公共工事の契約の相手方としないようみだりに要求すること。

20号

不当公共工 下請等あっせん 要求行為

国などに対し、公共工事の契約の相手方に対し、下請や資材の受注をあっせんするよう指導するよう、みだりに要求すること。



不当要求対応 10則

1 相手の確認

- 相手がどこの誰だかわからないまま応対しない。

「お名刺をいただけますか」

「お連れの方のお名前と連絡先を教えてください」

- ※ 原則自分の名刺は渡さない。

(他に使用される等悪用される)

職名・氏名をはっきり相手に告げれば足りる。



2 用件・要求の把握

- 当初の段階で、何の用件で来たのかを確認する。

「誠意を見せる」

～具体的にどうすればいいのですか

「責任をとれ」

～それはどういう意味ですか

「お話は伺いましたが、要望には応じられません」



3 対応の人数・場所の選定

- 相手は脅しのプロ、一人ではなく、複数対応。
- 管理権の及ぶ場所か、人目の多い場所を選ぶ。
- 湯茶の接待は不要、相手に長居を容認することとなり、脅しの道具として使われるおそれもある。
- 相手の指定した場所には行かない。



4 妥協は禁物・筋を通す

- あいまいな言動や安易な妥協は禁物。
- 粘り強く、慎重に言葉を選んで筋の通った対応をする。
- 落ち度が明確でない段階での謝罪発言はしない。

「要求には応じられません」

「購入する意志はありませんのでお断りします」



5 文書回答の拒否

「その件につきましては適正に処理(取り組んで)していますので、文書回答はお断りします」
公開質問状等に対する文書回答要求は、「応じられません」と明確に拒否する。



6 書類作成・署名・押印は拒否

- 「念書」や「詫び状」は強要されても書かない。
「お申し出の件につきましては、事実調査を行ったうえ対応させていただきますので、念書(詫び状)の作成はお断りします」



迷わず・恐れず・まずは県民会議に相談を!!

7 即答や約束はしない

- 対応は組織的に行うことが大切。
「事実を調査したうえで回答します」
「調査しないとお答えできませんので、今日はお引き取り下さい」
「責任ある回答をするには、組織としての意志決定が必要です」
「後日、弁護士を介して交渉させていただきますので、今日はお引き取り下さい」



8 電話での購読要求

- 理由を告げないで簡潔明瞭にはっきり断る。
「いいえ」
「必要ありません」
「送らないで下さい」
- 【悪い例】
「いいえ。結構です。」



9 対応内容の記録化

- 相手の話が変わることがあるので、正確に記録して下さい。
「お話の内容を正しく承るために、記録・録音させていただきます」



10 機を失せず県民会議や警察に相談を

- 相談は早ければ早いほど効果的で、良い結果が得られます。
- 早めの立上りを!

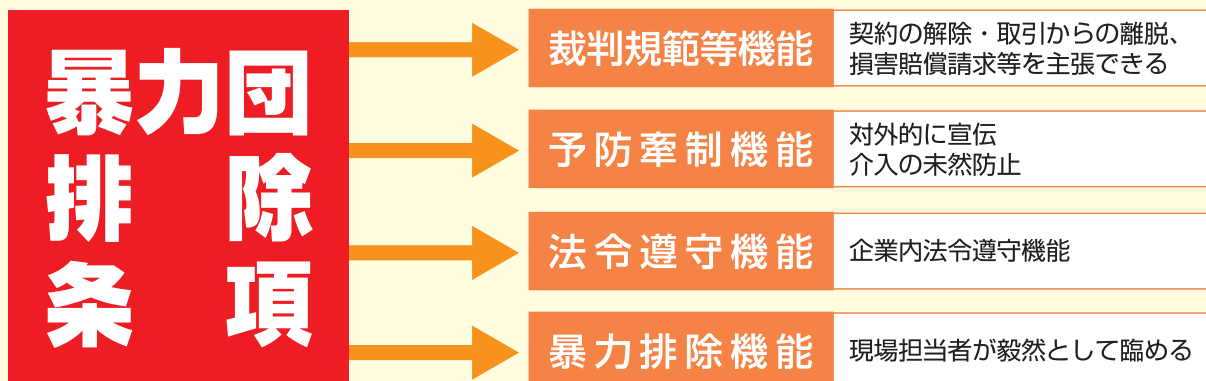


暴力団等反社会的勢力を排除するために

契約書・規約・取引約款などに「暴力団排除条項」を加えて下さい。

暴力団排除条項とは

暴力団排除条項とは、取引に関して契約書や取引約款、規約等に暴力団や反社会的勢力等とは契約しない、もし、契約後暴力団や反社会的勢力等と判明した場合は契約が解除できることを規定している条項のことを言います。



※業種別のモデル例については、県民会議に照会下さい。

図書等購読要求対応マニュアル

あなたは、機関紙(誌)の購入要求、一方的な送付といった不当要求を受けていませんか？

売買契約もしていないのに、聞いたこともない団体から、事務所や個人に対して、高額図書が送りつけられたり、電話で購読(購入)要求され困っているとの相談が後を絶たない状況にあります。

このような行為に対しては、次のような対応要領を参考として毅然とした態度で対応することが必要です。

対応要領Ⅰ

電話がかかってきたとき(電話による要求)

- 相手を確認め、用件をはっきり聞く。
- 社長、所長、支店長等トップに取り次がず、担当者が対応する。
- 不要と判断した場合は、

「必要ありません」と明確に拒否する。

- ◆ 「同業他社の多くが協賛している」「こちらの主義・主張に反対するのか」「今回、一度限りで結構だ」などと強引に要求されても、その場しのぎに要求に応じたり、あやふやな返事はしないで

「きっぱり拒否」しましょう。

この場合、断る理由を告げる必要はありません。

- ※ 「結構です」「いいです」等の断り方は「容認」と受け取られますし、「金がないので。」という断り方だと「暮れまで待つから。」などつけ込まれて、機関紙(誌)が送られてきた例があります。



対応要領Ⅱ

一方的に送りつけてきたとき(返送の方法)

● 送り主と現物の確認

送り主の多くは「××経済研究所」「△△運動推進本部」などを名乗っています。まず、送り主と現物(外形のみ)を確認することです。

● 開封前の返送

メモ用紙に「受取拒否」と記載し、受取人の名前を記載して押印した上、郵便物・宅配便の宛名面に貼付し、郵便局・宅配業者を通して返送します。

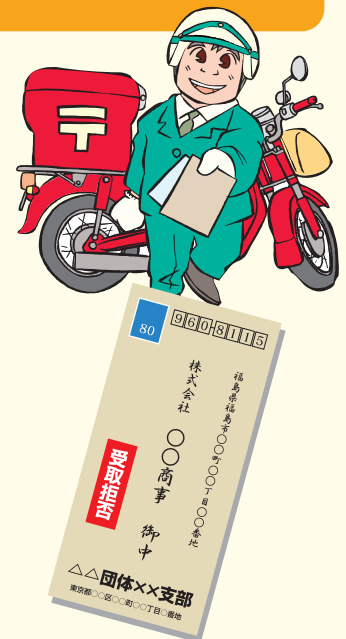
● 開封後の返送

一方的に送りつけられた図書等を返送する義務はありませんが、余計なトラブルを避けるため、包装を解いてしまったら、内容証明郵便、配達証明郵便で「購読の意志がない」旨を明記し返送する。

- ◆ 内容証明～内容証明郵便は、文書1通のみを対象としているので、文書と機関紙(誌)は一緒に送れません。機関紙(誌)等の返送は、書留郵便との二本立てになります。

- ◆ 配達証明～文書と機関紙(誌)等を一緒に送れます。

※ なお、後日の紛議に備え、書留郵便物受領書や宅配便の送付依頼書、同封した文書の控えは保管しておきましょう。



暴力団等でお困りの方、 気軽にご相談ください。



- ◆相談料は**無料**です
- ◆相談者の**秘密**は守ります
- ◆**弁護士**の相談も受けられます

電話・FAX・メールでも相談を受けています。

相談事例

1 因縁をつけたの金品要求

事業拡大について会員に説明しないのは、詐欺行為ではないか。誠意を示せと要求。

2 暴排条項設定の問合せ

取引約款、契約書、規約に暴力団排除条項を規定するにはどうしたら良いか。

3 書籍購入要求

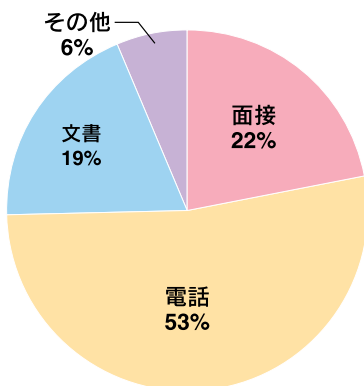
機関紙の購読要求を強く迫られているが、どう対応したら良いか。

4 社会復帰への相談

組抜けし働きたいが、仕事を見つけるのにはどうしたら良いか。

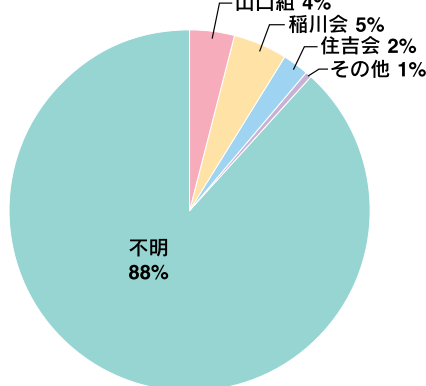
平成21年中の相談受理状況

相談態様



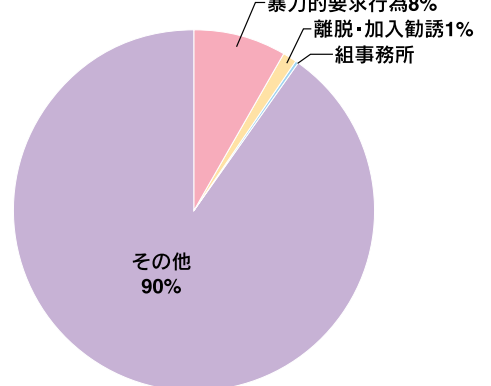
- 面 接 …… 159件
- 電 話 …… 382件
- 文 書 …… 138件
- その他 …… 46件

対象暴力団名



- 山口組 …… 29件
- 稲川会 …… 35件
- 住吉会 …… 17件
- その他 …… 4件
- 不 明 …… 640件

相談申出内容



- 暴力的要求行為 60件
- 離脱・加入勧誘 9件
- 組事務所 …… 2件
- その他の相談 654件

相談件数：725件

あなたの職場を 暴力団等から守るため 不当要求防止責任者講習を 受けましょう!!

○ 不当要求防止責任者講習

県民会議では、福島県公安委員会から委託を受けて、県内各地で暴力団等からの被害を防止するため「不当要求防止責任者講習」を開催しています。

**講習
無料**



講習手続き

- 会社・行政機関・自営業等各事業所ごとに「不当要求防止責任者」を選任する。
- 「不当要求防止責任者選任届」を県民会議又は警察署の刑事課暴力団担当係へ提出する。
(選任届用紙は各署の暴力団担当係にあります。)
(ホームページからもダウンロードできます。)
- 受講希望者は、県民会議に対して、電話等で受講申込の連絡をする。

講習内容

- 暴力団情勢
- 不当要求に対する対応要領
- 相談事例



受講修了書の交付

受講者には受講終了後に福島県公安委員会から「受講修了書」が交付されます。
講習は無料で、資料は県民会議で用意します。

責任者講習の問い合わせ

(財)暴力団根絶福島県民会議

TEL : 024-533-8930

各警察署刑事課

※詳しくは県民会議ホームページを見て下さい。
<http://www.botsui-fukushima.jp>



不当要求対応のビデオテープを無料でお貸しします！

貸出手続き▶ 県民会議に直接おいで頂くか、電話による申込みをお願い致します。

No.	タイトル	時間	内容
1	シリーズ 悪魔があなたを狙っている！ ～暴力団からの脱退～	25分	社会復帰した元暴力団組員と就労を受け入れた事業主の協力を得て制作した、暴力団対策の内容。
2	一粒の勇気	34分	いじめに立ち向かう息子の勇気が、会社全体の勇気となり不当要求をはね返すまでを描く。
3	シリーズ シャットアウト 「企業対象暴力」	28分	ある地方銀行が、反社会的勢力に攻撃されるが、組織が一丸となって不当要求に対処していく。(DVDあり)
4	シリーズ シャットアウト 「行政対象暴力」	30分	公共工事からむ機関誌購読の要求に、行政内部のしがらみを裁ち切り、組織を挙げて対応していく。(DVDあり)
5	シリーズ シャットアウト 「不当要求に対する対応要領」	30分	飲食店の出店、スキャンダル等に対する不当要求手口や解決方法をわかりやすく解説。
6	許されざる者	26分	実際におきた発砲事件などを参考に、組織の犠牲となる若い暴力団員の姿を描く。
7	今、必要な勇気「STOP!不当要求」	42分	企業・NPO法人など様々な業種・形態を装って、不当要求を繰り返す暴力団。その手口、対処法をわかりやすく解説。
8	不当要求にNO! ～暴力団を排除する、これがノウハウ～	37分	一度弱味を見せるとつけあがって、際限のない泥沼に引きずりこんでいくのが暴力団の手口。これらの不当要求をはねかえす方法を解説。
9	黒い契約者 ～不当要求を許さない社会～	30分	あるビルにテナントとして暴力団が身身を隠して入居。そのことに気付いた他の入居者達が、力を合わせて暴力団を追い出して行く。
10	黒いパートナー	28分	ネットオークションサイトを運営している会社が、暴力団にむしばまれて行く物語。
11	ナビファイブ ～不当要求への対応～	30分	下請参入、スキャンダルをネタに金品の要求、借金の肩代わり弁済要求、機関誌購読要求など実例をもとに解説。
12	屈しない ～公務員への不当要求～	30分	地方公共団体が行う許認可、指導監督、公金支給を狙う暴力団の手口を紹介。その対応要領について解説。
13	勇断 ～暴力団を排除するために～	30分	商品の欠陥などをネタに損害賠償を要求、暴力団の手口や脅しの手段を紹介し、その対応要領を解説。
14	撃退 ～暴力団を排除するために～	30分	口止め料の要求と、因縁をつけての金品要求の事例を基に、事件の発生から中止命令までを具体的に説明。
15	遮断 ～暴力団を排除するために～	30分	みかじめ料、用心棒代の要求、因縁をつけての金品要求、口止め料などについて、事例を基に「適切な対応要領」を説明。
16	勇気ある対応 ～暴力団を排除するために～	30分	みかじめ料、用心棒代の要求、企業に対する情報誌の購読要求例から、これらの要求行為に対しての対応を解説。
17	民暴の罫	30分	市民の弱味につけ込んで、言葉巧みに罫をかける暴力団。暴追センター、警察、弁護士との連携の大切さを解説。
18	狙われた行政 ～失敗を糧に～	44分	ある地方都市で生活保護費詐欺事件が発覚。不当要求撲滅に向け、種々の取り組みが行われていく。実際の取り組みのドキュメンタリーも収録。(DVDあり)
19	民暴のトライアングル ～狙われた公共工事～	40分	暴力団が公共工事の利権獲得のため、企業と行政機関の双方に深く介入してくる手口と対応要領を学ぶ。
20	離脱・自由への道	30分	極道に憧れて組員になった男が、暴力団の真の姿「金のことなら何でもやる犯罪組織」に気付き、妨害を受けながらも離脱を決意し、社会復帰するドラマ。



財団法人 暴力団根絶福島県民会議

賛助会員を募集しています!!

県民会議では、皆様からの賛助金（寄附金）等により、各種暴力団根絶運動を推進しておりますが、より充実した運動を行うため、賛助会員を募集しております。多くの皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

賛助会員とは？

県民会議の暴力団根絶事業にご賛同いただき、事業を推進するため入会した個人又は企業・団体をいいます。

会費(年会費)

原則として

- 個人 5,000円以上
- 団体等 20,000円以上

なお、県民会議は「特定公益増進法人」の認定を受けておりますので、税法上の優遇措置を受けることができます。

入会手続き

「入会申込書」の提出をお願いしています。詳しくは、県民会議まで、お問い合わせください。

☎024-533-8930

会員の特典

- 「会員之証」の交付
- 県民会議ニュースのファックスやメールによる送信（概ね月2回）
- 県民大会への招待
- 暴排資料、カレンダー、ポスター、ステッカー等の配布



相談無料・秘密厳守

暴力団による悩み、困りごとは(財)暴力団根絶福島県民会議へご相談下さい。早い相談が解決の決め手です。



(財)暴力団根絶福島県民会議 福島相談所
〒960-8115 福島市山下町5-28 福島県警察山下庁舎2階

TEL 024-533-8930 **ヤクザゼロ** **ナイ ヤクザゼロ** **0120-71-8930**



(財)暴力団根絶福島県民会議 郡山相談所
〒963-8024 郡山市朝日1-23-7 郡山市役所2階

TEL 024-939-8930 **ヤクザゼロ** **ココニ ヤクザゼロ** **0120-52-8930**

FAX 024(533)4287

(FAXでは、24時間受付可能)

県民会議ホームページアドレス <http://www.botsui-fukushima.jp>

県民会議メールアドレス fukushima01@botsui-fukushima.jp